

## 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和5年4月4日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 （仮称）パロー草津下物店、（仮称）クスリのアオキ草津下物店 草津市下物町字堤51番1ほか7筆
- 2 意見の概要 草津市からの意見
  - (1) 夜間に発生する騒音の発生源毎の予測結果において、予測地点 a および b における来客用車両走行音の騒音レベルの最大値が規制基準値を上回る予測結果となっているため、場内走行速度をできるだけ抑え、無駄な空ぶかしなどを行わないよう、掲示板等による周知を徹底し、開店後において周辺住民の方から苦情等が寄せられた場合には、話し合いを持ち、誠意ある対応を行ってください。
  - (2) 夜間に発生する騒音の発生源毎の予測結果において、予測地点 d における冷凍機の騒音レベルが規制基準値を上回る予測結果となっているが、予測地点 d の周辺は農地であり隣接する住宅がないことから、周辺の生活環境に影響は少なく、問題はないと考えられるものの、予測地点 d の周辺に住宅等が立地した場合は、遮音壁の設置等、必要な対策を行ってください。
  - (3) 店舗設置に伴い、周辺道路の利用者が増加することで、交通渋滞の発生や生活道路における交通量の増加が懸念されることから、誘導方法等について十分に計画していただき、スムーズな交通流動を確保し、交通渋滞が生じないようにしてください。
  - (4) 県道大津守山近江八幡線については、市コミュニティバスの運行ルートとなっているため、工事期間中、道路の通行制限を行う場合には、適正に手続きをしていただくとともに、造成・建設工事等における工事用車両については、近隣道路の交通等に十分配慮してください。
  - (5) 今後バス停を設置することとなった場合に備え、サイクルアンドバスライドの検討をしてください。
  - (6) 近隣に対し十分な説明を行ってください。
  - (7) 当該地は下物町地区計画区域内であるため、区域の整備・開発および保全の方針に配慮してください。
  - (8) 当該開発については、草津市景観計画区域内における行為の届出がなされていますが、当該届出書の内容を変更（色彩の変更等）する場合は、心地よさの感じられる景観の維持および創出を図るため、周囲の景観に配慮し、景観法（平成16年法律第110号）に基づく行為の変更届出を適切な時期に行ってください（田園ゾーン・幹線道路軸）。
  - (9) 屋外広告物を掲出する場合は、草津市屋外広告物条例（平成24年草津市条例第16号）に基づき都市計画課に許可申請をしてください（第1種許可地域、第2種許可地域）。
  - (10) 工事現場を覆う防音シート等に記載されたイラスト、社名等も広告物に該当するため、（9）と同様に許可申請をしてください。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号
  - (2) 縦覧期間 令和5年4月4日から令和5年5月8日まで